

報告項目	報告内容
処分者の氏名	畠中陽光
登録番号	80460601
所属する単位会	鹿児島県行政書士会
事務所所在地	鹿児島市照国町 17-14 エクセレント照国 801 号室
処分年月日	平成 30 年 12 月 21 日
処分内容 (種類)	<p>2018 年 12 月 21 日から 2019 年 12 月 20 日までの間、会員の権利の停止。</p> <p>2018 年 12 月 21 日から 2019 年 6 月 20 日までの間、職務上請求書の払出し凍結併せて払出し冊数を 1 冊に制限する。</p>
上記処分した理由	<p>畠中会員は行政書士として鹿児島市在住の A 氏から事件・事務を受託していないにもかかわらず同人の住民票を取得するために平成 29 年 11 月 1 日、職務上請求書を鹿児島市役所に提出し不正に同人の住民票を取得したものである。</p> <p>また、畠中会員は職務上請求書の使用済み控え (2 冊) を 2 年間保管することなく破棄処分したものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳法第 46 条第 2 項 2. 行政書士法第 10 条・第 13 条 3. 鹿児島県行政書士会会則第 63 条・第 103 条・第 104 条 4. 鹿児島県行政書士会職務上請求書の適正な使用及び取り扱いに関する規則第 11 条